

平成 29 年 6 月 8 日

【タイトル】

年金受給資格期間短縮について

【本文】

在留邦人の皆様へ

海外にお住まいの方で、日本年金制度加入したことがある方へ（厚生労働省からのご案内）
平成 29 年 8 月より、年金を受け取るために必要な資格期間が 25 年から 10 年に短縮されます。詳細は、下記 URL（日本年金機構 HP）をご参照ください。

<http://www.nenkin.go.jp/international/english/index.files/leaflet.pdf>